

第5次  
小山町地球温暖化対策実行計画  
(公共施設エコ・アップ・プラン)



# 地球温暖化対策実行計画 目 次

～はじめに～

I	実行計画策定の意義と達成状況	1
1	計画策定の意義	1
2	旧計画における温室効果ガス削減目標の達成状況	1
II	基本的事項	2
1	計画策定の目的	2
2	計画の対象	2
3	計画の期間	2
4	計画の範囲	2
5	実行計画の位置付け	3
III	計画の目標	4
1	温室効果ガスの総排出量に関する削減目標	4
2	分野別削減目標	4
IV	目標達成に向けて実行すべき取組	5
1	取組の方針	5
2	具体的な取組内容	6
V	実行計画の推進と点検・評価	9
1	推進・点検・評価体制	9
2	継続的進行管理	10
3	職員に対する研修等	10
4	実行計画の進捗状況の公表	10

## ～はじめに～

二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から放射される熱を吸収し、再び地表面に戻すこと（再放射）により、地球の平均気温を摂氏 15℃程度に保つという大きな役割を担ってきました。「地球温暖化」はこの温室効果ガスが必要以上に増加することにより、地表の温度が上昇してしまう現象をいい、近年大きな問題としてクローズアップされています。

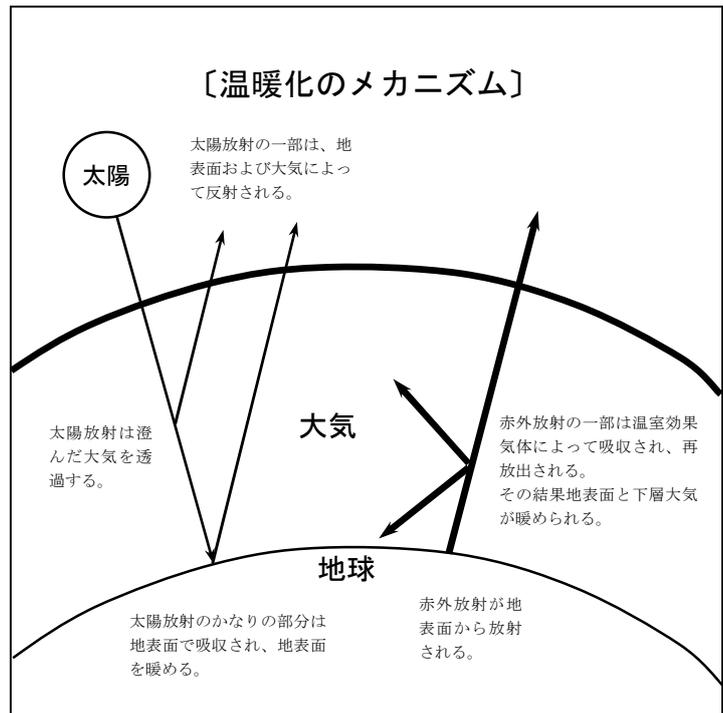
このような中、平成 27(2015)年 11 月から 12 月までフランス・パリで開催された COP21 では、全ての国が参加する公平で実効的な令和 2（2020）年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は、世界の平均気温の上昇を 2℃より下回るものに抑えること、1.5℃に抑える努力を継続すること等を目的とし、人為的な排出と吸収源による除去の均衡を今世紀後半に達成するために、最新の科学に従って早期の削減を目指すとされています。

政府は、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につながるという考えの下、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。さらに、第 204 回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号。）によりこの目標を法定化しました。これにより、中期目標の達成に留まらず、脱炭素社会の実現に向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させる。さらに、令和 32（2050）年目標と整合的で野心的な目標として、令和 12（2030）年度の温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくものとしています。

小山町も、公共施設における二酸化炭素の排出量を削減するエコ・アップ・プランとして「小山町地球温暖化対策実行計画」を平成 13（2001）年から継続的に策定し、町の事務事業による温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組んできました。

今後も、地球環境や生物の生存条件が適正な状態に保たれるためには、継続的な努力が必要であり、基準設定の見直しを含む対策の更なる推進のため、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて地球温暖化対策推進法に基づき第 5 次地球温暖化対策実行計画を策定するものです。



# I 実行計画策定の意義と達成状況

## 1 計画策定の意義

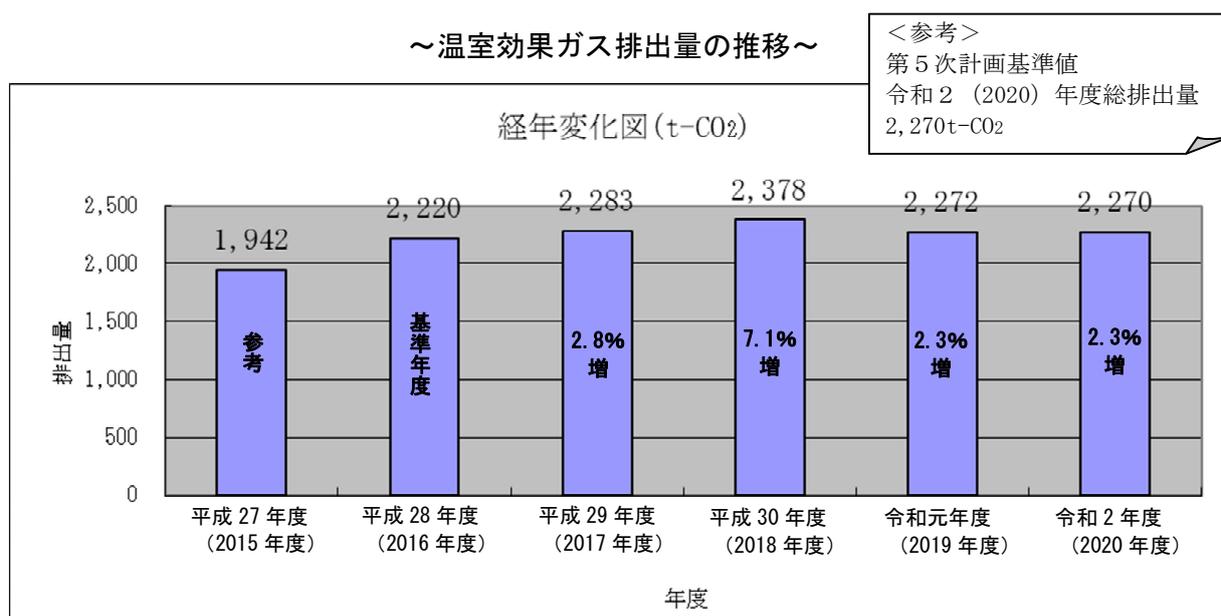
小山町は、さまざまな事務事業を行う行政の主体としての役割のほか、町内でも極めて大規模な経済活動主体としての性格を併せ持っているため、事業者や町民に地球温暖化対策に向けた自主的かつ積極的な取組の実行を求めるとともに、町自らも事業者・消費者の一員として率先して温室効果ガスの排出抑制を推進する意義は極めて大きいと考えられます。この実行計画を策定し実施することにより、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することが期待されます。また、実行計画策定の効果については次のことが考えられます。

- (1) 町が率先して環境に配慮した取組をすることで温室効果ガスの排出を抑制し、また町民や事業者の配慮行動を促進し、総合的に温室効果ガス排出を抑制する。
- (2) 環境に配慮した購入活動を計画的に推進することで、市場にグリーン購入運動（環境の負荷が少ないエコマーク商品等優先的に購入する運動）を展開し、循環型社会の構築を支援する。
- (3) 電気、燃料や水の消費量を削減し、廃棄物の発生量を抑制することにより、事務経費を削減できるなどの二次的・経済的效果が期待できる。

## 2 第4次計画における温室効果ガス削減目標の達成状況

旧計画では、温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の削減目標について、令和2（2020）年度までに平成27（2015）年度対比で5%削減としましたが、平成27（2015）年度は算出方法が異なるため、基準を平成28（2016）年度としました。

基準年度と比較し、町有施設が増加したこともあり、継続して空調設備の設定温度の徹底、エレベーターの運行管理の見直しなど様々な省エネ対策を実施してきましたが、令和2（2020）年度排出量は2270t-CO<sub>2</sub>と基準年度に対し2.3%増となり、目標を達成することはできませんでした。



## II 基本的事項

### 1 計画策定の目的

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、町の事務事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むことにより地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 2 計画の対象

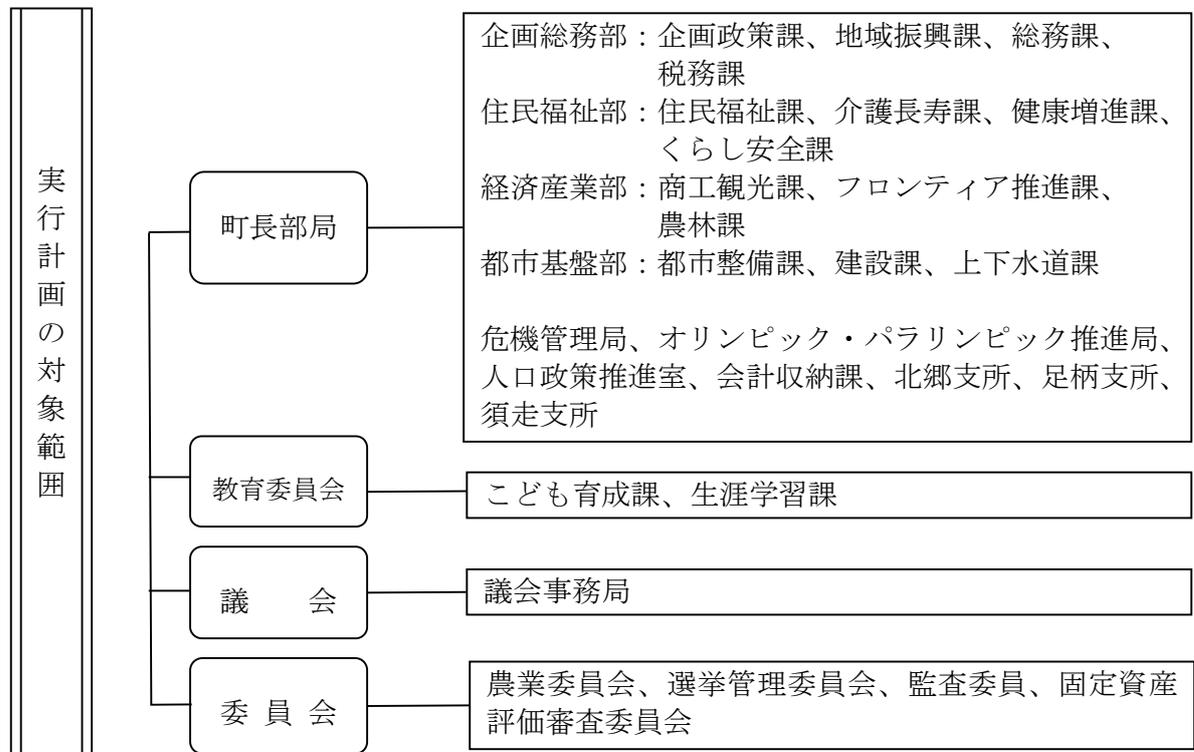
対象物質は二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度までの5年間とします。本計画は、技術の進歩や社会情勢の変化等により、必要に応じ見直しを行い、令和2（2020）年度を基準年度として削減目標等を定めます。

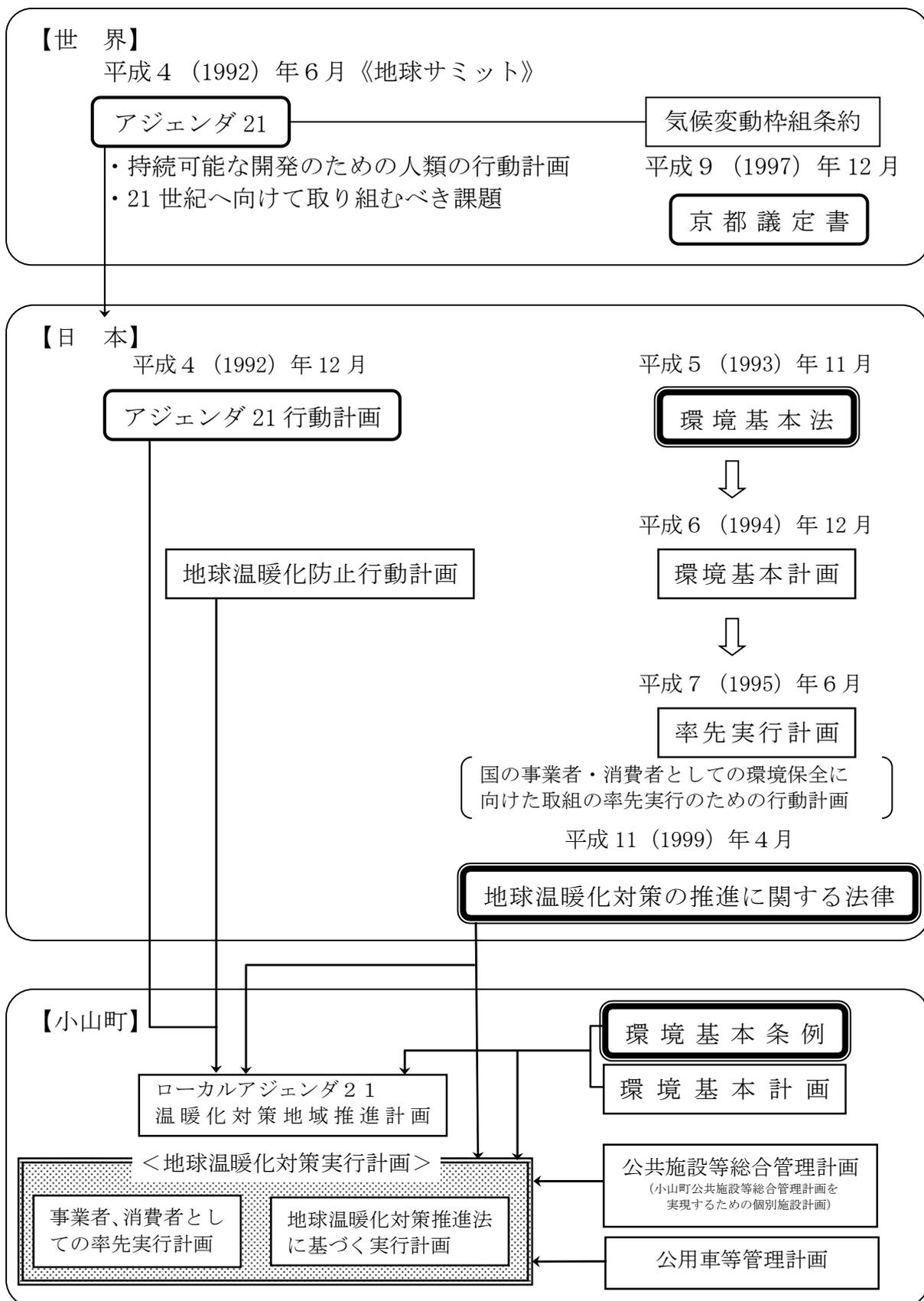
### 4 計画の範囲

実行計画の対象範囲は、本庁、出先機関及び指定管理者制度などによる外部への請負や委託（施設の管理運営を含む）を含めた全機関に係る事務事業とします。



## 5 実行計画の位置付け

本町における実行計画と関係法令等との関係は次のとおりです。



### Ⅲ 計画の目標

#### 1 温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の総排出量に関する削減目標

温室効果ガスの総排出量の削減目標を次のとおり定めます。

##### 【目標】

基準年度(令和2(2020)年度)の温室効果ガス総排出量は2,270t-CO<sub>2</sub>でした。下記にある分野別削減目標の対策を行うことで温室効果ガス総排出量を4.98%(113t-CO<sub>2</sub>)削減できる見込みとなります。そのため、削減目標を基準年度と比較し令和7(2025)年度までに5%(114t-CO<sub>2</sub>)削減することとします。

※ 削減目標には、道路街灯、防犯灯など、削減が困難な庁舎管理以外の電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を除きます。

#### 2 分野別削減目標

地球温暖化対策を推進するための分野別削減目標を次のとおり定めます。

計画分野	対策の概要
・エネルギーの適正利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・電気の使用量を令和2(2020)年度比で(以下、同じ)5%以上削減する。</li><li>・灯油の使用量を5%以上削減する。</li><li>・LPGの使用量を5%以上削減する。</li><li>・ガソリンの使用量を5%以上削減する。</li><li>・軽油の使用量を5%以上削減する。</li></ul>
・省資源/リサイクル対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・水の使用量を10%以上削減する。</li><li>・コピー用紙の使用量を10%以上削減する。</li><li>・公共施設から発生する廃棄物量(リサイクル量を除く。)を25%以上削減する。</li><li>・廃棄物のリサイクル率を50%以上とする。</li><li>・公共工事から発生するコンクリート、アスファルト、発生土のリサイクル率を100%とする。</li></ul>
・グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"><li>・物品を購入する際は、原則として、「物品の購入等に係る環境配慮(グリーン購入)指針」に基づき、環境に配慮した製品の購入率を70%以上とする。</li><li>・公用車は、「公用車への低燃費・低公害車導入指針」に適合する車種の購入を促進する。</li></ul>

## IV 目標達成に向けて実行すべき取組

### 1 取組の方針

温室効果ガスの排出抑制に関する対策は、庁舎内での取組が主となり進められるものが多いため、対策の適用可能な範囲を定め、対象とする庁舎区分・出先機関区分を明らかにし、取組内容の決定に当たってはこの区分された単位において、取るべき行動や配慮すべき施策を明らかにします。

行政の率先的行動として前章で掲げた目標を具体化するため、関係部署との連携を図り計画分野の取組を次のとおり定めます。

#### (1) 財（物品等）やサービスの購入に当たっての取組

省エネ製品の購入、低燃費・低公害車購入、再生紙の購入、グリーン製品の購入、リサイクル製品の購入の徹底

#### (2) 財（物品等）やサービスの使用に当たっての取組

照明機器やOA機器の適正使用、給湯器の適正使用、再生紙の使用及び用紙使用量の減量化、水の有効利用、自動車の整備及び運転の適正化、自転車の活用

#### (3) 建築物の建築、管理、解体に当たっての取組

エネルギー使用量の抑制、冷暖房温度の適正管理、照明器具の適正管理、再生可能エネルギー（太陽光発電等）の有効利用、節水設備の導入、省エネ・省資源に配慮した素材の選択、解体廃棄物のリサイクル化、周辺の緑化、老朽化した空調設備等の更新

#### (4) 物品の廃棄に当たっての取組

物品の適正管理、電気・機械器具等の再生利用、廃棄物の分別回収・減量化、自動車や冷蔵庫等で使用される代替フロン冷媒の回収・破壊の適正処理

#### (5) 発注工事や施設管理に当たっての取組

環境に配慮した事業の構想・計画及び事業の実施、環境に配慮した工事手法の実施、環境保全対策の実施・点検、県産木材の利用促進、指定管理者等への実行計画策定指導

#### (6) 他の計画との整合を図った取組

公共施設等総合管理計画との整合を図った公共施設の統廃合や施設の屋上・壁面等を活用した地球温暖化対策の検討、公用車等管理計画との整合を図ったEV車への変更等の検討

## 2 具体的な取組内容

地球温暖化防止対策推進のため、目標となる数値を明確にした前章の分野別削減目標達成に向け、事務事業の各分野で次のような具体的な取組を実行します。

<b>1 財やサービスの購入・使用・廃棄に当たっての環境保全への配慮</b>	
・ <b>購入に当たっての配慮</b>	
ア グリーン購入の推進：グリーン購入の取組を推進する。 ※グリーン購入 商品を購入する際に、環境への負荷が少ないエコマーク商品、グリーンマーク商品、エネルギースターロゴ商品等を優先的に購入すること。	
イ 各種情報の活用 ・「グリーン購入ネットワーク」（(財) 日本環境協会）の情報を活用する。 ・「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」（環境基本計画推進関係省庁会議）のガイドラインに該当する製品の情報を活用する。 ・小山町物品管理規則第11条に定める共通物品のうち、「小山町グリーン製品購入基本指針」に掲げる品目及び製品の情報を活用する。	
ウ 製品別の購入の留意点	
○紙 類	□コピー用紙、OA紙の購入及び、ポスター、パンフレット等印刷物を作成する際は、原則として「古紙配合100%、白色度70%以下」の用紙とする。
○電気製品	□照明機器は、適正規模のものを選択する。 □エネルギー効率の高い製品を導入する。
○公用車	□低燃費・低公害車など環境に配慮した車種を導入する。 □小型化を行う一方、保有台数の削減を図る。
○文具事務機器・その他	□消耗品、事務用品等は、環境への負荷の少ないものを選択する。 □リサイクル製品や再利用可能な製品を購入する。 □使い捨て用品や過剰包装製品の購入を自粛する。
・ <b>使用に当たっての配慮</b>	
ア 用紙	□両面コピー、裏紙利用の徹底を図る。 □ミスコピー用紙の裏面活用を図る。 □ワンベスト運動、ペーパーレス運動の徹底を図る。 □形式的な添書や回答文書を廃止する。 □庁内メールの活用を図る。 □積極的な電子メール活用により紙の減量化を図る。 □ホッチキスに変え、クリップ等の使用を図る。 □会議資料や手持ち資料の減量化を図る。 □ファックスの送付状をできる限り省略する。 □印刷部数の減量化を図る。

イ エネルギー	○電 気	<input type="checkbox"/> 昼休み等の休憩時間は消灯に努める。 <input type="checkbox"/> 日中は、場所により間引き照明をする。(廊下、窓側、ロビー、トイレ等) <input type="checkbox"/> パソコン、コピー機、プリンターは、一定時間後省エネモードとなるよう設定する。 <input type="checkbox"/> 会議室や倉庫などは、使用時のみ点灯する。 <input type="checkbox"/> 計画的な業務執行による残業時間の短縮、ノー残業デーの徹底を図る。 <input type="checkbox"/> 時間外勤務における部分点灯を励行する。 <input type="checkbox"/> 退庁時、必要のない電源ケーブルをコンセントから抜くことを徹底する。
	○公用車等	<input type="checkbox"/> 経済走行を実施し、省エネ運転を徹底する。 <input type="checkbox"/> タイヤの空気圧の点検等定期的に自動車を整備する。 <input type="checkbox"/> 合理的、効率的に車両を運行する。 <input type="checkbox"/> 鉄道、バスなどの公共交通機関の積極的な利用に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車時のアイドリングストップの徹底を図る。 <input type="checkbox"/> 同一目的地への相乗りを推進する。 <input type="checkbox"/> ノーカーデーを推進する。
	○その他 (ガス等)	<input type="checkbox"/> ガス給湯器の効率的使用に努める。 <input type="checkbox"/> 節水を励行する。 <input type="checkbox"/> 冷暖房の適正温度を順守する。 <input type="checkbox"/> 遊休物品の利用促進を図る。
・ 廃棄に当たっての配慮		
○廃棄物の減量化 資源化 リサイクル	<input type="checkbox"/> 事務機器及び用品等の故障の際の修繕や再利用を徹底する。 <input type="checkbox"/> 廃棄物減量化を徹底する。 <input type="checkbox"/> ゴミの分別排出のため、回収ボックスを設置し、分別を進めリサイクルを推進する。 <input type="checkbox"/> 個人ゴミ箱の順次撤去を進める。	

<b>2 事業部門等における環境保全への配慮</b>
〔上水道施設〕 <input type="checkbox"/> 環境への負荷の少ない機器の導入を推進する。 <input type="checkbox"/> 節水の協力要請をする。 <input type="checkbox"/> 水質の検査を実施する。 <input type="checkbox"/> 薬品、危険物の数量、保管状況を記録し、適正な管理に努める。

<b>3 教育・保育等における環境保全への配慮</b>
〔教育・保育機関〕 <input type="checkbox"/> 環境関連に関する研修会等を積極的に開催する。 <input type="checkbox"/> 環境教育の積極的推進を図る。 <input type="checkbox"/> 環境にやさしいまちづくりの啓発に努める。 <input type="checkbox"/> 適正発注による給食廃棄物の減量に努める。

4 建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮	
・ 設計・施工・管理・解体に当たっての配慮	
ア 設計、施工	・ 建物の建設に当たっては「環境配慮型官庁施設計画指針」（国土交通省）等に基づき、省エネ・省資源など環境保全の模範となる施設の建設に努める。（特に、県産木材の有効利用、再生可能エネルギーの利用に留意しながら、環境負荷の低減を図る。）
イ 管理 （省エネルギー等）	<input type="checkbox"/> 夏季の室温は 28 度を目安とし、過度な冷房を行わない。 <input type="checkbox"/> 冬季の室温は 20 度を目安とし、過度な暖房を行わない。 <input type="checkbox"/> クールビズ、ウォームビズの慣行。 <input type="checkbox"/> 省エネ・省資源設備など環境負荷の少ない機器の導入、転換に努める。 <input type="checkbox"/> 環境負荷が少ない燃料への転換に努める。 <input type="checkbox"/> 節水機器の導入、転換に努める。 <input type="checkbox"/> パッケージエアコン等の更新について、非フロン機器の導入の徹底を図る。 <input type="checkbox"/> 緑地の保全や計画的な緑化の推進に努める。 <input type="checkbox"/> その他環境保全に配慮した管理に取り組む。
ウ 解体	<input type="checkbox"/> 分別回収し、廃棄物の再利用に努める。

5 公共事業等における環境保全への配慮
<p>環境基本計画の「開発事業における環境配慮指針」等に基づき、環境に配慮した公共事業の推進に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">都市緑化や省エネルギー対策を推進する。</div> <input type="checkbox"/> 都市緑化を推進する。 <input type="checkbox"/> 未利用エネルギーを活用する。 <input type="checkbox"/> 廃棄物回収システムの整備に努める。 <input type="checkbox"/> エネルギー消費の少ない住宅づくりやまちづくりを推進する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">交通渋滞の緩和、二酸化炭素の排出抑制</div> <input type="checkbox"/> 道路の整備、物流拠点の整備を進め交通需要マネジメントを推進する。 <input type="checkbox"/> 徒歩、自転車の利用推進のため、歩車道を整備する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処分などの推進</div> <input type="checkbox"/> 県産木材や間伐材の積極的な活用、環境に配慮した建設資材を選択する。 <input type="checkbox"/> 排ガス対策建設機械の使用を推進する。 <input type="checkbox"/> コンクリート塊、アスファルト塊などの建設廃棄物の再利用や発生土砂の有効利用を推進する。

## V 実行計画の推進と点検・評価

### 1 推進・点検・評価体制

「小山町地球温暖化対策実行計画」の実施については、推進本部を設置し、本部が中心となって全庁的な取組を図ります。

推進本部は、副町長、部長、課長等により組織し、実行計画の実施状況の点検・評価・見直し等を行うこととします。

推進本部に事務局を置き、町長の定める課が所掌します。

#### ・全庁的な推進体制の整備・点検・評価

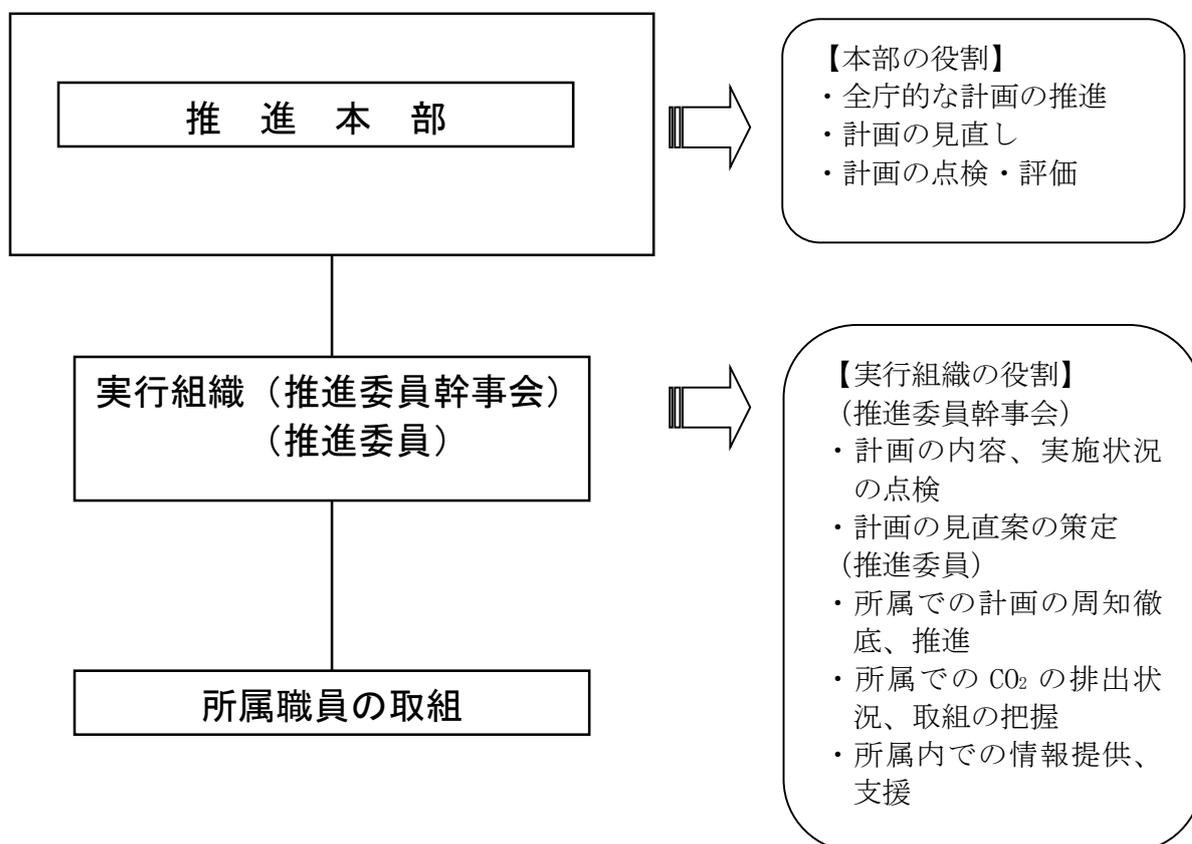
全庁的に実行計画を推進するため、推進本部の下部組織として各課や出先機関に推進委員を配置し、実行計画推進体制を整備します。

推進委員幹事会を設置し、実行計画の内容や実施状況の点検、見直し案の策定を行います。

#### ・各課及び出先機関における日常的な点検の実施

推進委員は、実行計画の実効性を高めるため、温室効果ガスの排出状況や取組内容を把握・点検し、課や出先機関内における実行計画の数値目標の達成に向けた取組を推進するとともに、職員に対して、環境に配慮した事務事業を推進するための情報の提供や取組の支援を行います。

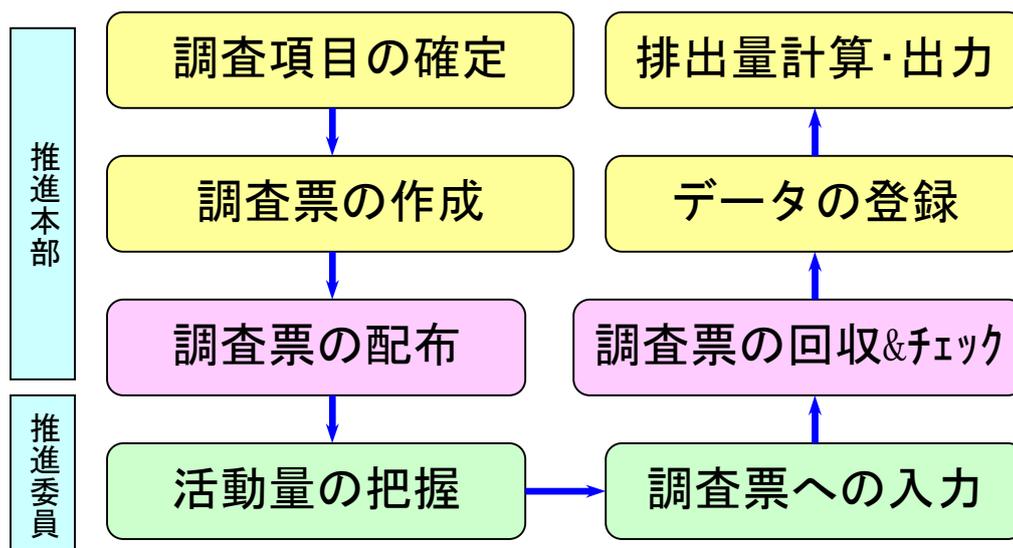
数値目標については、基準年度に対する公共施設の増減や整備状況等を含め、適正かつ合理的な点検や評価を行います。



## 2 継続的進行管理

温室効果ガスの排出状況や取組の達成状況を的確に把握することは、今後の継続的管理を推進するためには最も重要な事項です。

推進本部は、実行計画進行管理体制に基づき、推進委員に対して定期的に調査・報告を求め、事務事業における温室効果ガスの総排出量、数値目標の達成状況等の点検・評価を行います。



## 3 職員に対する研修等

### (1) 環境保全に関する研修及び情報提供等

定期的に推進委員会議を開催し、実行計画の周知徹底や意識の高揚を図るとともに、環境保全活動、環境保全に関するシンポジウムや研修会などへの職員の積極的な参加が図られるよう情報提供に努めます。さらに、職員を対象とした研修会を開催し、情報や意識の共有化を図ります。また、これまでに掲げた取組以外の効果的な取組内容の提案を募集します。

### (2) 環境保全活動への職員の積極的な参加の奨励

環境保全のためのボランティア活動や環境NPOへの活動参加などへの積極的な参加が推進されるよう職場での環境づくりを推進します。

## 4 実行計画の進捗状況の公表

温室効果ガス (CO<sub>2</sub>) の総排出量、数値目標の達成状況、取組状況等については、毎年度、広報紙、ホームページ等により公表します。